

# 滝沢市商工会

## 滝沢市商工会エネルギー高騰対策支援金実施要綱

### (目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少及び原油価格高騰等による費用増加に直面している中、感染症対策等に取り組みながら事業継続を図ろうとする中小企業者等に対して、予算の範囲内で、滝沢商工会エネルギー高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、中小企業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（ただし、ゴム製品製造業及びソフトウェア業又は情報処理サービス業並びに旅館業にあつては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条の規定による。）及び次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 資本の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の法人及び組合であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第7号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本の額又は出資の総額が一億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が百人以下の法人及び組合であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が百人以下の法人及び組合であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の法人及び組合であつて、小売業及び飲食業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (5) 資本の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が九百人以下の法人及び組合であつて、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (6) 資本の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の法人及び組合であつて、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (7) 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が二百人以下の法人及び組合であつて、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 次のいずれかに該当する者は、中小企業者以外の扱いとする。

- (1) 資本の額及び出資の総額並びに従業員数が前項に定める要件を満たさない者（以下「大企業」という。）が発行済み株式の総額又は出資価額の総額の二分の一以上を同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総額又は出資価額の総額の三分の二以上を複数の大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の二分の一以上を占める者

(支援金の支給基準)

第3条 滝沢市商工会会長（以下「会長」という。）は、この支援金を別表1の基準により支給するものとする。

(給付申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、滝沢市商工会エネルギー高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）に会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、滝沢市商工会エネルギー高騰対策支援金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により支給の決定を申請者に通知したときは、当該通知をした日に申請者から請求があったものとみなして、支援金を支給するものとする。ただし、支援金の支給は、同一の事業者につき1回とする。

(支援金の返還等)

第6条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の支給を受けたとき。
- (3) その他会長が適当でないと認めたとき。

2 会長は、前項の規定により支援金の支給決定を取り消したときは、既に支給した支援金の返還を命ずるものとする。

(指示事項の遵守)

第7条 申請者は、滝沢市商工会が関係書類の提出を求めるなど支援金の支給に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

(延滞金)

第8条 申請者は、前条の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を滝沢市商工会に納付しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月27日から施行する。

別表1（第3条関係） 滝沢市商工会エネルギー高騰対策支援金支給基準

項目	基準
支給対象者	以下の基準を満たすこと。 （1）滝沢市商工会中小企業者等事業継続緊急支援金(令和5年度事業)の支給を受けていること ※岩手県の実施する支援金
支援金額	法人10万円、個人5万円を定額支給。